

第8章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、栃木県や栃木市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物及び文化財保護法に基づき登録されている建造物については、それぞれ該当する法律及び条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却じょきやくに係る市長への届出及び勧告かん等を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、修復を基本とする。また、往時の姿ふくに復原げんすることも認める。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から眺め見ることができるような措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するよう十分に協議をし、実施することとする。

2 個別の事項

(1) 県及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

県及び市指定文化財は、栃木県及び栃木市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復を基本とする。

文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

景観重要建造物は、景観法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(4) その他の歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 栃木県文化財保護条例第4条第1項に基づく栃木県指定有形文化財で、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 栃木市文化財保護条例第4条第1項に基づく栃木市指定有形文化財で、同条例第15条に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合